

平成26年川俣町議会第5回定例会会議録

平成26年川俣町議会第5回定例会は、6月5日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村 上 源 吉 君	2 番 高 橋 道 弘 君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋 原 利 光 君	5 番 高 橋 道 也 君	6 番 菅 野 清 一 君
7 番 斎 藤 博 美 君	8 番 菅野意美子君	9 番 新 関 善 三 君
10 番 菅 野 正 彦 君	11 番 佐藤喜三郎君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 高野善兵衛君	14 番 石 河 清 君	15 番 遠 藤 宗 弘 君
16 番 黒 沢 敏 雄 君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 川 道 郎 君	副 町 長	伊 藤 智 樹 君
総 務 課 長	高 橋 清 美 君	企画財政課長	佐 藤 真 寿 夫 君
町民税務課長	寺 島 喜 美 夫 君	会 計 管 理 者	羽 賀 洋 一 君
保健福祉課長	丹 野 雅 直 君	建設水道課長	斎 藤 和 弘 君
原子力災害対策課長	佐 藤 広 一 君	産 業 課 長	沢 井 一 雄 君
教 育 委 員 長	佐 藤 捷 善 君	教 育 長	神 田 紀 君
教 育 次 長	佐 藤 修 一 君	生涯学習課長	増 賀 喜 芳 君
総務課長補佐	大 内 彰 君	監 査 委 員	斎 藤 庸 夫 君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐 藤 光 正 書 記 長 岡 健 一

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

議報告第 5 号 例月出納検査の結果報告について

報告第 3 号 寄附採納報告

報告第 4 号 町が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について

報告第 5 号 平成 25 年度川俣町繰越明許費の繰越しの報告について（一般会計）

報告第 6 号 平成 25 年度川俣町事故繰越しの報告について（一般会計）

議案第 70 号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（説明）

議案第 71 号 川俣町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例（説明）

議案第 72 号 動産の取得について（審議採決）

議案第 73 号 平成 26 年度川俣町一般会計補正予算（第 2 号）（説明）

議案第 74 号 平成 26 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（説明）

議案第 75 号 平成 26 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（説明）

議案第 76 号 平成 26 年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）（説明）

◎開会及び開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、平成26年第5回川俣町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。（午後 1時06分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 本日は大分気温も上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において、2番議員 高橋道弘君、3番議員 高橋真一郎君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 皆さん、こんにちは。

本定例会の会期及び審議予定につきまして、去る6月2日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果、次のとおり決定いたしましたので報告をいたします。

まず、会期は本日から11日までの7日間といたします。

審議日程であります。第1日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願・陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査の報告、寄附採納報告等を受けます。その後、一般議案2件の提案内容の説明を受けた後、動産の取得について1件の審議採決を行います。さらに、平成26年度補正予算4件について提案内容の説明を受け、午後3時ごろ散会の予定であります。なお、本会議終了後は、各常任委員会を開催していただきます。第2日目の6日は議案調査のため休会といたします。第3日目の7日、第4日目の8日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。第5日目の9日、月曜日は、午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後5時ごろ散会の予定であります。なお、一般質問は5名の方を予定をしております。第6日目の10日、火曜日は、午前10時に本会議を開議し、前日に引き続き2名の方の一般質問を行い、午前12時ごろ散会の予定であります。本会議終了後は各常任委員会を開催していただきます。本定例会最終日であります第7日目の11日、水曜日は、午前10時から議会運営委員会、午前11時から全員協議会を開催いたします。その後、本会議を午後1時に開議し、常任委員長から請願・陳情の審査結果について報告を受けた後、一般議案2件、平成26年度補正予算4件について質疑・討論・採決を行います。なお、追加議案が予定されておりますので、これらを全て議了して、午後5時ごろ散会の予定であります。

以上のとおり決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いをいたしまして、

報告いたします。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま報告いたしました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は7日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第3，本定例会に付議されました事件は、お手元に配付したとおりでありますので、一括上程いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第4，町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆様、こんにちは。

本日ここに、平成26年第5回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。

また、一昨日開催されました平成26年度福島県町村議長会総会において、在職20年特別功労表彰を受けられました黒澤敏雄議員、佐藤喜三郎議員、そして、勤続11年、在職11年、自治功労表彰を受けられました高橋道也議員、菅野清一議員、まことにめでとうございます。これまでのご労苦、数々のご功績に心からの敬意と感謝を申し上げますとともに、今後とも健康に留意されまして、なお一層、町勢進展、町民福祉向上のため、ご指導、ご鞭撻くださいますようお願い申し上げる次第であります。

さて、本定例会に提出いたします案件は、報告が4件、議案は7件、議案の内訳といたしまして、条例の改正が2件、動産の取得が1件、平成26年度の補正予算が4件でございます。これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、町政の重要課題であります東京電力福島第一原発事故に伴う町の復興・再生等の各事業の取り組み状況について申し上げます。

初めに、本町に誘致が決定しました悲願の企業誘致につきまして申し上げます。

新たな雇用の創出により、若者の定住化促進を図り、原発事故、東日本大震災からの復興に結びつけるため取り組んできた企業誘致でございますが、以前にも増して厳しい誘致環境の中、愛媛県宇和島市に本社がある、野菜接ぎ木苗生産量日本一のベルグアース株式会社100%出資であるベルク福島株式会社が羽田地区に進出する協定を締結することができました。悲願であり、長年の課題として取り組んできた企業誘致の実現は、人口減少、少子高齢化社会の対策・対応、そしてマイナスからプラスへの復興を目指してきた本町にとって言葉では言い尽くせない大きな喜びであり、ベルグアース株式会社の山口社長の決断と、関係皆様方のご支援に心から感謝を申し上げます。来年夏の苗出荷を目指し、早急に事業を進めるため、地権者の皆様のご理解とご協力をいただくとともに、国の福島再生加速化交付金などを活用した用地の取得や造成等の関連予算を本議会に補正予算として提案をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。そして、本事業の進展に当たりましては、関係皆

様との連携を密にして、遺漏のないよう取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、復興住宅関連でございますが、新中町に整備いたします町営の復興公営住宅につきましては、その敷地にある旧川俣精練の建物解体工事を発注し、解体工事は順調に進捗しております。現在は、敷地内で確認された土壌汚染箇所に係る土壌の入れかえ工事を進めております。明後日の土曜日には、高さ３６メートルの煙突解体を行う日程となっております。絹のまち川俣のシンボルであった旧川俣精練の煙突ですが、その解体につきましては、いつ解体するのかという問い合わせを多く頂戴し、改めて、多くの町民に愛され続けてきた会社であったのだなということを強く思いをしたところでございます。煙突解体の見学会を明後日の土曜日に行うこととした次第であります。また、敷地の土壌調査結果に基づく土壌入れかえにつきましては、敷地内全体を１０メートルの区画に区切り、土壌調査を実施した結果、三つの区画からフッ素と六価クロムが基準値を超える数値が検出されましたが、浸透は浅く、６０センチから１メートルの深さの範囲でありましたので、総量、約２００立方メートルの土壌入れかえが必要となりました。解体整地工事にあわせまして、今月中に土壌入れかえ工事を実施し、早期に復興公営住宅整備のための敷地造成ができるよう、関係機関等ともよく協議を行いながら事業を推進し、避難している皆さんの生活再建のため、早急に住宅建設に着手してまいりたいと考えております。

次に、壁沢地区に計画しております県営の復興公営住宅につきましては、現在、建設用地の土地購入に係る不動産鑑定評価を終え、用地の地権者に対し個別交渉に入る段階となったところであります。町では、本地区の区域内に、県営の復興公営住宅の整備に合わせた住宅分譲地の造成を計画に盛り込み、今後、県と連携を図りながら、その具現化に努めてまいりたいと考えております。

次に、子どもの屋内運動場整備事業について申し上げます。旧川俣精練の事務所棟を改修し、子どもの屋内運動場に再利用する本整備計画につきましては、改修工事を発注し、施設に導入する遊具の取得につきまして、本議会に議案として提案しているところでございます。施設の開所につきまして、当初、夏休み前ごろの計画で進めておりましたが、改修工事の工期の確保や遊具の納入時期などにより若干遅れる見込みでございますが、８月中旬ごろには施設を開所できるよう事業の推進を図り、施設の整備により、多くの子育て世代の皆さんからの強い要望に応えてまいりたいと考えております。

次に、除染事業について申し上げます。環境省が直接行っております山木屋地区の除染につきましては、仮置場の確保に地域住民の皆さんのご理解、ご協力をいただきながら進めており、現時点においては、建物や宅地周りの生活圏の除染完了を平成２６年８月を目途とすること、農地や道路の除染の完了を平成２７年１１月を目途とすることで計画が示されております。

また、昨年の避難区域見直しに係る住民説明会における取りまとめ事項で何度も強く要望されましたいぐねの伐採と井戸掘削につきまして、継続して国へ粘り強く要望

を行ってまいりましたが、その結果、いぐねの伐採につきましては、敷地内の建物の壁面から距離10メートルの範囲内のいぐねの伐採に取り組むことが認められ、さらに、井戸の掘削は、新たにボーリングを行い、ポンプ、パイプ等を設置し、安心な水を確保する事業に取り組むことがそれぞれ認められ、事業費を計上することが可能となりました。これらの事業を、国の福島再生加速化交付金を活用し、当面、国が本年1月に行った住民意向調査の結果から、早期帰還を希望される山木屋の114世帯相当分につきまして、予算の確保を行い、取り組んでまいります。また、今後の説明会等で希望される方につきまして、順次、予算化をしてまいる考えであります。

関係する予算を本議会に補正予算として提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、山木屋地区以外の除染状況につきまして申し上げます。

平成25年度に発注いたしました福田、小神、鶴沢、川俣1、川俣2の5地区に係る除染事業につきましては、平成26年度に予算の繰り越しを行い、実施中でございます。5月末現在の進捗率は、家屋等敷地の除染実施済箇所が1,168カ所、率にして31.4%でございます。なお、小神地区につきましては、5月末日が工期であり、100%の進捗率となっております。山木屋地区と同様に、仮置場の確保に地域住民の皆さんのご理解、ご協力をいただきながら進めており、現時点においては、建物や宅地周りの生活圏の除染工期を平成26年7月までと設定しておりますが、10月中旬まで延長される見込みとなっております。

次に、町商工会の使途不明金問題について申し上げます。

町と商工会は、地域の商工業発展のため、長きにわたり、相互信頼関係で、町内商工業者の経営の改善や経済振興を図るための諸活動を幅広く支援してまいりました。しかしながら、どのような経過があつたにしても、町からの補助金の不正請求が複数年にわたり行われ、それを発見できなかったことは町として慚愧の念に堪えないものであり、このたび、信用を著しく損なう事件が発生してしまいましたことに、心からお詫びを申し上げる次第であります。今後は、検査体制・検査方法の検証を十分行い、二度とこのような不正請求が生じないように、町の検査体制の改善策を構築してまいりますので、町民の皆様、議員各位には一層のご指導、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、健康管理と医療確保等について申し上げます。

ホールボディカウンターによる内部被ばく検査について申し上げます。ホールボディカウンターによる内部被ばく検査につきましては、検査機器を済生会春日診療所に設置することで、町内での検査体制を確立し、継続して実施しております。1年に1回は町民の皆様が受検できるよう、今年度もホールボディカウンター受検票を作成し、地区を指定した検査日程を組んで、個別に通知を行いまして、都合のよい日に測定できるよう取り組んでおります。昨年度は、4歳以上の受検対象者が14,851人のうち2,995人の方が受検され、受検率は、20.2%と、全体では5人に1人の受検にとどまりました。しかし、特に内部被ばくの健康不安が大きい幼稚園児、保育園

児、小・中学生につきましては、学校や保護者の皆様のご協力をいただいたおかげで、対象者の約98%の受検率を確保することができました。検査結果では健康に影響を及ぼす数値が検出された人はこれまでおりませんが、今後も検査実施の周知に努め、継続して多くの町民の受検につなげることで、なお一層の健康管理に努めてまいります。また、積算線量計による生活実態に即した外部被ばく線量の測定につきましては、町の震災復興アドバイザーである近畿大学のご協力をいただき、震災後の平成23年6月から3年間にわたり継続して取り組んでいただきましたが、今年度の線量測定対象者につきましては、これまで同様、未就学児、小学生、中学生、高校生相当の18歳以下、妊婦の皆さんを対象といたしますが、測定を希望される方を対象とし、町保健センターを窓口を実施してまいります。来月7月から測定を開始いたしますが、対象者1,908名に対し、5月末日現在、709名の方が測定を希望されており、申し込みは約37%という状況となっております。外部被ばく線量の測定により、健康不安の軽減や将来にわたる健康管理に継続して取り組んでまいる考えであります。近畿大学様とは、本日、塩崎均学長が来町し、今年度も引き続き震災復興アドバイザーとして委嘱状を交付をし、健康管理事業を初めとする本町復興に係るご支援、ご指導を賜ることといたしております。

また、山木屋診療所につきましては、震災により浄化槽が壊れ、建物全体も傷んでいることから、県の地域医療復興事業補助金を活用し施設の改修を行います。営農再開に向けた取り組みや生活圏の除染完了が秋には見込めるところとなり、帰還に向けた、住宅の見回りや改修などに立ち入られるため、山木屋地区に入られる方が増えることが予想されます。また、多くの除染作業員の方が除染業務に従事しており、急病人などに対応するため、診療所を改修し、再開できる準備を進めてまいる考えであります。

次に、役場庁舎の建設事業について申し上げます。

現在、新庁舎建設につきましては、用地の開発許可申請業務の委託を発注するとともに、倉庫や書庫に使用してきた丸屋根倉庫など、付属建物の解体工事入札を明日、執行いたします。一方、新庁舎建物の実施設計につきましては、前年度からの繰越事業で進めておりますが、実施設計業務の完了は本年10月31日の予定でございます。この実施設計が完了後、速やかに建物本体工事に着手できるよう、付帯する事務事業の進捗を図り、計画どおり、平成27年度末で新庁舎の竣工を迎えるよう、鋭意、取り組んでまいる考えであります。

それでは、提出議案の要旨についてご説明申し上げます。

初めに、議案第70号、『川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例』は、地方税法の一部改正に伴うものに加え、平成26年度以降の国保税按分率を改正するため所要の改正を行うものでございますが、国保税の按分率につきましては、これまでの4方式の賦課方式のうち、資産割率の廃止を行うものでございます。国民健康保険法の規定に基づく、国保運営の広域化等支援方針により、市町村国保の都道府県単位化に際しましては、県内保険料の統一が必要となります。そのため県では、国保税

の算定方式について、資産割を縮小・廃止し、４方式から３方式へ移行する取り組みを推進しております。本町におきましては、平成２６年度の国保税按分率において、資産割を廃止し、３方式へ移行する改正を行うものでございます。

次に、議案第７１号、『川俣町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例』は、旧川俣精練の事務所建物を改修して運営する川俣町子どもの屋内運動場を町の社会体育施設に位置づけるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第７２号、『動産の取得について』は、川俣町子どもの屋内運動場に設置をいたします遊具等一式につきまして、財産の取得の予定価格が７００万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第３条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第７３号から議案第７６号まで、４件の補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第７３号、『平成２６年度川俣町一般会計補正予算（第２号）』につきましては、人件費で４月の人事異動組みかえ及び職員採用の増による増額や、東日本大震災からの復旧・復興のために要する経費など、緊急に措置すべきものを計上いたしました。その主な内容といたしましては、国の福島再生加速化交付金を活用した山木屋地区のいぐね伐採や井戸掘削に係る経費に加え、工業団地造成事業特別会計に対し、羽田産業団地に係る用地費や造成費などを、また、国保特別会計は、山木屋診療所再開に向けた施設改修のための経費を、それぞれの特別会計へ繰り出す経費を計上いたしました。

これによる一般会計補正予算の総額は８億６,２９３万２,０００円となり、本年度の予算総額は１３５億６,６４５万８,０００円となります。特別会計の補正予算につきましては、一般会計からの繰出金を受け事業を実施する経費のほか、介護保険特別会計につきましては、介護給付費に係る国庫負担金の負担割合の誤りを是正するため所要の補正を計上するものでございます。

以上でございますが、これら議案の詳細につきましては、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議の上、可決を賜りますようお願い申し上げまして、提案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



○議長（黒沢敏雄君） 日程第５，請願・陳情の委員会付託を行います。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 請願・陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

陳情第３号「公共工事における賃金等確保条例の早期制定を求める陳情書」、陳情第４号「住民の命を守る住宅の耐震化を促進するために耐震改修助成制度の創設・拡充を求める陳情書」、以上２件を総務文教常任委員会にお願いします。請願第４号「生活道路の町道認定に関する請願書」、請願第５号「松ヶ柴林道の県道１２号線出入口付近の安全確保のための道幅の拡張ならびに林道入口標識の設置に関する請願書」、請願第６号「町道認定と舗装整備に関する請願書」、陳情第５号「地域経済の活

性化と住民の住環境改善のために住宅リフォーム助成制度を創設・拡充・継続を求める陳情書」、以上４件は産業建設常任委員会にお願いします。請願第３号「旧富岡興業産廃最終処分場を県管理とするよう福島県に要請することを川俣町に求める請願書」は厚生常任委員会にそれぞれ付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第６，ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に議会事務局から報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、３月定例会で可決されました意見書につきましては、それぞれ関係機関に送付いたしましたので、報告いたします。

以上で、議会事務局からの報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

最初に、川俣方部衛生処理組合議会定例会について報告を願います。

高野善兵衛君。

○１３番（高野善兵衛君） １３番、高野です。

それでは、川俣方部衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成２６年４月２１日、午後２時３０分より、川俣方部衛生処理組合議会臨時会が組合事務所に招集され、石河清議員、高橋道也議員、黒沢敏雄議長とともに出席いたしました。

付議事件は、選挙１件でありました。選挙１件は議長選挙でありましたが、その結果、議長に川俣町議会の黒沢敏雄議員が選任されたことを報告いたします。なお、細部につきましてはお手元に配付のとおりです。

これで報告を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 次に、伊達地方消防組合議会定例会について報告願います。鳴原利光君。

○４番（鳴原利光君） 伊達地方消防組合議会の報告をいたします。

平成２６年３月２７日、午前１０時、伊達地方消防組合議会定例会が組合事務所に招集され、高橋真一郎議員とともに出席してまいりました。

付議事件は、報告１件、議案６件でありました。報告１件の後、議案６件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。

また、平成２６年５月３０日、午後２時３０分、伊達地方消防組合議会臨時会が組合事務所に招集され、高橋真一郎議員とともに出席してまいりました。

付議事件は、選挙１件、報告１件、議案６件でありました。選挙１件は副議長選挙でありましたが、その結果、副議長に桑折町議会の原賢志議員が選任されました。また、追加日程で議長選挙が行われ、伊達市議会の佐々木彰議員が選任されました。

報告 1 件の後、議案 5 件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、議案第 7 号は、監査委員の選任でありましたが、当町議会の高橋真一郎議員が選任されました。その他細部についてはお手元に配布のとおりです。

これで報告を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 最後に、伊達地方衛生処理組合議会定例会、臨時会について報告願います。菅野意美子君。

○8 番（菅野意美子君） 伊達地方衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成 26 年 3 月 27 日、午後 2 時 30 分、伊達地方衛生処理組合議会定例会が組合事務所招集され、高橋道弘議員とともに出席してまいりました。

付議事件は議案 7 件でありました。議案 7 件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。

また、平成 26 年 5 月 20 日、午前 11 時、伊達地方衛生処理組合議会臨時会が組合事務所招集され、高橋道弘議員とともに出席してまいりました。

付議事件は議案 2 件でありましたが、審議に先立ち議長選挙が行われ、桑折町議会の佐藤榮三議員が議長に選任されました。また、追加日程で副議長選挙が行われ、伊達市議会の佐藤直毅議員が副議長に選任されました。

議案 2 件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、細部についてはお手元に配付のとおりです。

これで報告を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 7，議報告第 5 号「例月出納検査の結果について」報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 8，報告第 3 号「寄附採納」について報告いたします。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 9，報告第 4 号「町が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について」、当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 10，報告第 5 号「平成 25 年度川俣町繰越明許費の繰越しの報告について（一般会計）」、当局の説明を求めます。

説明資料を配付いたします。（資料配付）

配付漏れはございませんか。（配付漏れなし）

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 11, 報告第 6 号「平成 25 年度川俣町事故繰越しの報告について（一般会計）」、当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 12, 議案第 70 号「川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明資料を配付いたします。（資料配付）

配付漏れはございませんか。（配付漏れなし）

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（寺島喜美夫君） 議案第 70 号、川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

改正条例の読み上げは省略いたします。

平成 26 年 6 月 5 日提出

川俣町長 古川 道郎

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴うもの及び平成 26 年度以降の国民健康保険税の按分率を改正するため、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。今回の改正は、地方税法の一部が改正されたことによるもの及び平成 26 年度以降の国民健康保険税の按分率を定めるための改正であります。

まず、地方税の改正によるものでございますが、課税限度額の引き上げということで、基礎課税額 51 万円は変更ありませんが、後期高齢者支援金等課税額が 14 万円から 16 万円に、介護納付金課税額が 12 万円から 14 万円に引き上げとなるものでございます。また、低所得者の方に対する軽減措置を拡大するため、軽減判定所得の算定方法が変更されました。7 割軽減基準額については変更ありませんが、5 割軽減の基準額について、従来、世帯主を除く被保険者数で算定していたものを世帯主を含めた数での算定となったことにより、実質 24 万 5,000 円の増、2 割軽減の基準額については、1 人当たり 35 万円で算定していたものを 45 万円に変更となったことにより 1 人当たり 10 万円の増額となったものでございます。

次に、按分率の改定についてご説明いたします。

国民健康保険税の細部につきましては、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の 3 種類から構成されており、それぞれに平等割、均等割からなる応益割と資産割、所得割からなる応能割の按分率等を定めております。町では、応能割のうち資産割については、平成 25 年度以降縮減し、4 方式から 3 方式に移行することとしており、25 年度については 24 年度の 2 分の 1 の率で算出しましたが、平成 26 年度か

ら資産割をなくすことといたしております。今回の按分率につきましては、資産割額を0とした上で、平成25年度と同程度の税負担となるよう、25年度の按分率を使い税収入額を計算しております。結果、医療分、支援金分、介護分の合計では、所得割率については0.5%の減となりますが、均等割額3,400円、平等割額1,300円の増額として提案するものでございます。

予算額と国保税収入見込額を比較しますと、5,300万円ほどの不足が生じますが、この不足分に25年度からの繰越金を税負担軽減策として措置することとし、算定したものでございます。

それでは、新旧対照表をご参照願います。第2条では、それぞれ資産割額を削除し、課税限度額を増額するものでございます。第3条から第5条の2につきましては、医療分の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額を規定しているところでありまして、所得割額を7.00%に、資産割額を削除、均等割額を1万8,000円、平等割額では通常世帯1万7,000円、特定世帯8,500円、特定継続世帯1万2,750円にそれぞれ改正するもの、第6条から第7条の3までは後期高齢者支援金分の規定で、所得割額を4.55%、資産割額削除、平等割額を通常世帯1万700円、特定世帯5,350円、特定継続世帯8,025円に改正するもの、第8条から第9条の3までは介護納付金分の規定で、所得割額4.10%、資産割額削除、均等割額1万100円、平等割額8,800円に改正するものでございます。第18条は規定の整備でありまして、条ずれの措置を行っております。第23条につきましては、7割、5割、2割の軽減について定めておりますが、限度額引き上げの改正のほか、第1号では7割軽減について均等割額、平等割額をそれぞれ改正するもの、第2号では5割軽減でございますが、基準額を算定する上で当該納税者を含めるとしたほか、均等割額、平等割額をそれぞれ改正、第3号では2割軽減について基礎額算定上、1人当たり35万円から45万円に引き上げるほか、均等割額、平等割額をそれぞれ改正するものでございます。

以上、議案第70号「川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についての説明といたします。



○議長（黒沢敏雄君） 日程第13、議案第71号「川俣町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明資料を配付いたします。（資料配付）

配付漏れはございませんか。（配付漏れなし）

当局の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） 議案第71号、川俣町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例

川俣町社会体育施設設置条例（昭和50年川俣町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

川俣町子どもの屋内運動場	川俣町字新中町 8 4 番地の 3
--------------	-------------------

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 川俣町子どもの屋内運動場の使用料は無料とする。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

平成 2 6 年 6 月 5 日提出

川俣町長 古川 道郎

(提案理由)

川俣町子どもの屋内運動場を、川俣町社会体育施設とするため、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。本議案は、旧川俣精練の事務所建物を改修して運営する川俣町子どもの屋内運動場を町の社会体育施設に位置づけるために、体育施設として追加するほか使用料金を無料とする条例の一部改正でございます。

新旧対照表をご覧ください。第 2 条の表の一番下にこの子どもの屋内運動場を追加するほか、第 5 条としまして 2 項として無料とする旨を加えるものでございます。この屋内運動場は鉄骨 2 階建て、床面積は、1 階が 2 8 6 . 1 平方メートル、2 階 2 5 2 . 4 9 平方メートル、合計 5 3 8 . 5 9 平方メートルとなっております。小学生以下の子どもを利用対象とし、1 階は事務室、未就学児用運動室、授乳室など、2 階は就学児用運動室、救護室、休憩スペースなどとして使用し、各運動室には遊具などを設置するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 1 4，議案第 7 2 号「動産の取得について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） 議案第 7 2 号、動産の取得について

町は、次のとおり動産を取得する。

1 取得する動産の表示

(1) 物品名 遊具等

(2) 数量及び価格

数量 1 式

価格 3 9, 7 3 2, 9 8 4 円

(うち消費税及び地方消費税 2, 9 4 3, 1 8 4 円)

2 取得の方法 買い入れ

3 取得の目的 川俣町子どもの屋内運動場用

4 取得の相手方 川俣町字日和田 6 番地

株式会社 福島ひかりのくに

代表取締役 鈴木徳雄

平成26年6月5日提出

川俣町長 古川 道郎

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものである。

ご説明申し上げます。

本議案は、子どもの屋内運動場に設置いたします遊具などの取得でございます。購入いたします主な遊具は、1階未就学児用としてボールプール、ツリーハウス、砂場など9品目、2階就学児用として空気の反発力を利用したトランポリンのエアトラック、壁登りができるクライミングウォールなど8品目で、納期は平成26年8月8日でございます。今回の遊具等購入につきましては、平成26年5月30日に子どもの屋内運動場遊具等設置業者選定に係るプロポーザルを実施いたしました。プロポーザルには4業者を指名し、3業者が辞退したため、参加業者が1者となりましたが、子どもの屋内運動場遊具等設置業者選定委員会による審査の結果、合格基準を上回った福島ひかりのくにを優先契約交渉権者に決定したところでございます。その後、提案内容と本町の意向などについて協議、調整を行い、平成26年6月2日、3,973万2,984円（うち消費税及び地方消費税294万3,184円）で仮契約を締結いたしました。取得価格が700万円を超えることから、本日の議会において議決を求めるため、提案をいたしましたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 3点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目ですが、この遊具のメーカー名と、2点目、この遊具の設置に際しては専門的なプロデュースですか、したのか、あともう1点、これは小学生が対象なんです、1階、2階に分けて設置されるものですが、1階部分には、恐らく乳幼児が使うと思うんですが、1階にはすばらしいすべり台ですか、これ、恐らくこのすべり台は綱渡りして滑り台するものですから、これは小学生でも高学年でないとなかなか大変だと思うんですが、1階には乳幼児等のすべり台はないようなんですが、その辺はどうなってんだかお伺いしたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） まず、鳴原議員のご質問に答弁申し上げます。

初めにメーカー名でございますが、こちらにつきましては、株式会社ボーネルンドの商品になっております。

次に2番目の、プロデュースということですが、その遊具のプロデュースのことだとは思いますが、こちらにつきましては、プロポーザルの中で業者にそういう提案をしていただいて、今回のような遊具の購入となったものでございます。

次に、1階と2階というようなことでございますが、この1階は未就学児用というようなことで、すべり台としての一つの遊具はないんですが、そのツリーハウスの中にすべり台のようなものがあります。あと、1階につきましては未就学児用というようなことを優先して、そういうボールプールですとかブロック類を優先に提案がされたというものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） ボールネンドという会社は、東日本大震災、原発事故に伴って子どもらがかなり外で遊べないということで、震災でかなりの復興をしていたすばらしい会社ですので、私もこの会社を決めたことはすばらしいなと思っております。恐らくボールネンドでプロデュースはほとんどやっていると思います。各県内も恐らく屋内で遊べるようになってますから、1階にもやはり未就学児が相当、よその屋内遊び場を見ていると、全てがかなり子どもらには喜ばれるんですね。やはりこの子どもらが安全で遊べるようなそういう検討も、これから余地があるならしたほうがいいんじゃないかと私は思っております。

そういうことで、ひとつりっぱな屋内遊び場をつくってくれるよう期待しております。以上です。

○議長（黒沢敏雄君） そのほか、ございませんか。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2点ほどお聞きしたいんですけど、一つは、課長の提案で指名型プロポーザルで4業者指名したっていうんだけど、入札するときには町は入札の実施要綱等あるんだけど、この指名型プロポーザルをする場合の要綱って町にあるのかっていうのが一つ、あと、二つ目は、指名競争入札の場合は5者以上って要綱で書かれていると思うんだけど、プロポーザルのときは4者でいってというふうに何かに書かれているんだかどうか。あと最後は、最後は1者になったっていう、これね、ほかのこともあるから聞いとくんですけど、普通の入札とか入札する場合でも、見積入札であれ、指名入札であれ、一般競争入札でも構わないんですけど、1者になっても入札は成立するというふうな町の考え方で、今後は全部運用するというところでよろしいのか。

以上、3点ほどご質問しておきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） まず1点目の、プロポーザルの実施要綱でございますが、町にはそういう基準とした要綱がございませんですが、今回、遊具の選定をするに当たり、遊具選定に限った要項を制定いたしましてプロポーザルを実施したところでございます。

次に、4者を指名した理由でございますが、今回の指名業者につきましては、町の入札参加資格を有する業者から町内並びに大手の業者を指定、4者ということになったものでございます。

○議長（黒沢敏雄君） 入札に関係ある課でお願いします。

◇ ○議長（黒沢敏雄君） それでは暫時休憩いたします。 ◇ (午後 2 時 2 3 分)

◇ ○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。 ◇ (午後 2 時 3 6 分)

◇ ○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

初めに 1 点目の、5 者でなくて 4 業者の指名に至った経過でございますけれども、今回、町のほうに登録してある入札参加資格を有する業者の中から今回の大型遊具を扱っていると思われる業者を選定した結果、4 業者ということになったもので、本来、指名競争入札につきましては 5 者以上としておりますけれども、大型遊具が対応できるという業者、4 業者ということで、今回はプロポーザルのほうを実施させていただいたものでございます。

次に、参加業者が 1 者でもよいのかというお質しでございますけれども、結果として 1 者のみとなりましたが、今回、参加業者 1 者ではありましたが、町が決めた審査基準により審査した結果、決定としたので合理的というふうに今回は考えております。

2 点目の、1 者でも有効かということでございますけれども、1 者のみの場合でも、今回、選定委員会で機能を満たしているというふうに決定をしておりますので、法的に無効ではないということで、1 者でも有効というふうに考えております。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

今後につきましては、プロポーザル方式の提案による取り組み状況など他市町村、県などの状況などもお聞きしながら、よく検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質問ありませんか。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

根拠と言われませば、1 者のみの場合、法的に無効としなければならない規定がないために有効というふうに考えたものでございます。以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 2 番、高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） それじゃ確認しますけど、今後、プロポーザルであれ指名競争であれ見積もりだって何だって同じだよ、入札っていうのは、何の方式でやったって。ほんじゃ、1 者だって後は川俣町は全部有効だっていうふうに認めるということで運用するということで間違いはないんですね。確認しますから。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） ご質問に答弁いたします。

今回のプロポーザルによる業者の選定につきましては、価格の競争ではなくて企画の競争ということで、ただいま申し上げましたような最終的な判断といたしましたが、

今後につきましては、先ほど申し上げましたように、他市町村の動向とか県なども照会しながら、よく検討してまいりたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質問ありませんか。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

今後につきまして、ただいまご指摘をいただいているような、1者のみの場合でも有効にするのかどうかということについて、よく情報を収集して最終的に決定していくということで、今回のプロポーザルにつきましては、繰り返しになりますけども、価格の競争ではなかったという点もございますので、指名競争入札につきましては1者のみの入札ということは価格の競争性が確保できませんので、今後よく検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒沢敏雄君） 2番、高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） いいかい、プロポーザルだから価格競争だけだって言ってるでしょう。そんなことないでしょう。総合評価方式の一般競争入札だって指名競争入札だってあるはずですよ。プロポーザルだから価格だけ競争してねえって言ってるでしょう、そんなことないじゃないですか。総合評価方式の入札の場合は値段だけでねえんだぞ。何、答弁してんですかっていうの。だから、町にそういったきちっとした要綱、要領が整備されていないんだとすれば、明日だって入札やるつつってるんでしょう。明日、みんな辞退して1者だけに札入れたときになぞすんだっていう目先の問題があるんだよ。そういうことはないと思うけども。だから、制度としてきっちりと整備をしてなくて、思いついたように、指名競争、プロポーザルでございますなんてやっているからおかしいって私は言いたくなるわけよ。やるんならばちゃんと制度設計をしなさいよ。価格競争はプロポーザルだけではないんだよ、価格競争以外でやっているのは。総合評価っていうのだって価格だけじゃないじゃないですか。その資格の持っている総合的な知識、経験、こういうものを全部評価するじゃないですか、点数にして、価格も点数にして。今、答弁しているのは、プロポーザルだけが価格競争しているのではない、価格競争しないのはプロポーザルだって言ってるけど、そうじゃないでしょう。総合評価方式だって価格競争ではないでしょう、根本的には。そういう制度設計をちゃんとするのかって私は答弁を求めているんだよ。今回だけの問題じゃないから言っているんでしょう。今後のこともあるから、こういうものは増えてくるから。どうするんですか、これからはこういうものを。今のようないいあやふやな答弁では納得できませんよ。だから、このやったことがいいとか悪いとかって私は言っているのではないんだよ。これはこれでやったんだからいいでしょう、それは。いい成果品を納めてもらえばいいでしょうに、それは。だけど、今後のことがあって、前例になったら困るから言っているんだよっていうの。ちゃんとした答弁してくださいよ、考えて。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

今回、1 者の入札という結果になってしまいましたので、こういった結果を受けまして、ただいまご指摘をいただいております入札についての基本的な制度を今後設計してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質問ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 7 2 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 1 5，議案第 7 3 号「平成 2 6 年度川俣町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第 7 3 号 平成 2 6 年度川俣町一般会計補正予算（第 2 号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 1 6，議案第 7 4 号「平成 2 6 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第 7 4 号 平成 2 6 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 1 7，議案第 7 5 号「平成 2 6 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第 7 5 号 平成 2 6 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 1 8，議案第 7 6 号「平成 2 6 年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 議案第 7 6 号 平成 2 6 年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明した。



◎散会の宣告

○議長（黒沢敏雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから各常任委員会を開催していただきます。なお、常任委員会の運営については、各常任委員長にお願いいたします。

明日6日、金曜日は議案調査のため休会、7日土曜日、8日日曜日は休日のため休会といたします。9日月曜日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労様でした。 （午後3時18分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 高 橋 道 弘

同 署名議員 高 橋 真 一 郎